

斜面緑地における開発許可の基準の運用について

都市計画法第33条第5項に基づく「景観計画に定められた開発行為についての制限」に関する開発許可の基準については、次のとおり運用いたします。

1 横浜市開発事業の調整等に関する条例(以下「条例」といいます。)の手続き段階

- (1) 『標識設置届』(条例第9条)の提出後、窓口にて、適用の有無の相談を受け付けます。
- (2) 『開発事業計画書』(条例第13条)の提出後、『造成工事に関する事前協議願^{※1}』をご提出いただいた場合は、許可の基準に照らして事前に審査を行います。

2 開発許可の申請段階

新たに次の書類を申請書に添付し、『土地利用計画平面図』に概要を図示していただきます。

- ア 開発区域内の土地の過去6年分の『土地課税台帳登録事項証明書(物件証明)』^{※2}
- イ 「法」^{のり}「適切な植栽が行われる土地(樹木本数に換算する場合は当該樹木)」の位置、形状寸法等を記載した、『景観形成計画平面図』及び『景観形成計画断面図』
- ウ 「適切な植栽が行われる土地(樹木本数に換算する場合は当該樹木)」の面積算定の根拠資料となる『景観形成植栽の計画書』(別添)及び『景観形成植栽の求積図及び求積表』

3 開発許可の工事完了段階

- (1) 「工事完了届出書」を1部追加提出していただきます。
- (2) 「適切な植栽が行われる土地(樹木本数に換算する場合は当該樹木)」について、環境創造局みどりアップ推進課による完了検査を受けていただきます。

4 その他

原則として、「適切な植栽が行われる土地(樹木本数に換算する場合は当該樹木)」について、開発区域内の土地所有者間で都市緑地法による緑地協定を締結し、工事完了までに、市長の認可を受けていただきます。

※1 『開発行為における景観形成の設計書』(別添)を2部添付してください。

※2 開発区域内の全ての土地の登記事項証明書の地目が、申請日から遡って5年以上継続して「山林」以外であることが確認(登記の日付による。)できない場合に限ります。

○ 担当窓口

| | |
|--------------------|--|
| 【手続全般、適用、法の高さについて】 | 建築局宅地審査課(671-4515~18) 調整区域課(671-4521) |
| 【適切な植栽が行われる土地について】 | 環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当 (671-2647) |
| 【都市緑地法による緑地協定について】 | 環境創造局みどりアップ推進課 (671-3447) |